

## 決定 2/CMA.3、附属書、第 IV 章 A で言及された初期報告 (初期報告)

締約国	日本
NDC の期間	2021-2030
NDC の期間の報告番号 <sup>a</sup>	1
報告書の種類	初期報告 <input checked="" type="checkbox"/> 初期報告の更新 <input type="checkbox"/>
更新された初期報告の番号	1
版 <sup>b</sup>	1.0
日付	2024 年 10 月 31 日
本報告書に含まれる協力的アプローチ名	日本政府とタイ王国政府の二国間クレジット制度

<sup>a</sup>注: 数字の「1」は初期報告を意味する。

<sup>b</sup>注: 微修正 (誤字、訂正) は小数点以下の増加、内容変更は 1 桁めの増加とする。

### I. 参加責任 (パラグラフ 18(a))

A. 締約国がパリ協定の締約国であることをどのように保証しているかに関する情報 (パラグラフ 18(a)、4(a)、パラグラフ 21(a)で更新)

日本は、2016 年 11 月 8 日、ニューヨークの国連本部でパリ協定の受諾書を国連事務総長に寄託した。

参考 :

- 国連条約リポジトリ (パリ協定)  
[https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXVII-7-d&chapter=27&clang=\\_en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXVII-7-d&chapter=27&clang=_en)

B. 締約国が、4 条 2 項に従って NDC を作成し、通報し、維持していることをどのように保証しているかに関する情報 (パラグラフ 18(a)、4(b)、パラグラフ 21(a)で更新)

日本政府は 2021 年 10 月 22 日に更新された NDC を通報した。日本政府は更新された NDC を引き続き実施する。

参考 :

- NDC レジストリ -日本の第 1 回 NDC (更新提出版) (提出日 : 2021 年 10 月 22 日)

[https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/JAPAN\\_FIRST%20NDC%20%28UPDATED%20SUBMISSION%29.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/JAPAN_FIRST%20NDC%20%28UPDATED%20SUBMISSION%29.pdf)

C.締約国が、6条3に従い、NDCsの達成に向けたITMOsの使用を承認するための体制をどのように確保しているかに関する情報（パラグラフ.18(a)、4(c)、パラグラフ 21(a)で更新)

日本政府は、途上国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、二国間クレジット制度（JCM）を構築・実施している。

日本政府では、パリ協定及びその他関連決定と整合的にJCMを実施するため、JCMの実施主体である環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省の5つの省庁が、「地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）」に基づき、2022年1月に、**JCM推進・活用会議**を設置した。

会議の任務は、主に以下を含む：

- パリ協定締約国としてのJCMクレジットの承認
- 二重計上を防ぐための相当調整を適用する方法の決定

参考：

- JCM普及・活用会議の設置（2022年1月11日）  
<https://www.env.go.jp/content/000060591.pdf>

D.締約国が、ITMOsを追跡するための6条2のガイダンス及びCMA関連決定と整合性がある体制をどのように確保しているかに関する情報（パラグラフ 18(a)、4(d)、パラグラフ 21(a)で更新)

日本政府は、地球温暖化対策の推進に関する法律（令和六年法律第五十六号）に規定されたITMOsとしてのJCMクレジットの追跡のために、**日本JCM登録簿**を使用している。

本登録簿は、JCM登録簿の共通仕様に沿って策定されたものであり、パリ協定6条2で言及される協力的アプローチに関連して、パリ協定締約国会合（CMA）の関連決定と整合性をもって実施される。

日本のJCM登録簿では、JCMクレジットに固有の識別子が割り当てられ、承認、初回移転、移転、取得、NDCへの使用、その他国際緩和目的への使用の承認、自主的取消が記録される。

JCMの登録管理者は環境省と経済産業省であり、両省の連絡先は以下の登録ページに掲載されている：

<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Contact/Contact.html>

参考：

- 日本のJCM登録簿

<https://www.jcmregistry.go.jp/>

E. 決定 18/CMA.1 に従い要求される直近の国家インベントリ報告書が提出されたかどうかに関する情報（パラグラフ 18(a)、4I、パラグラフ 21(a)で更新）

日本政府は、2024年4月12日、決定 18/CMA.1 に則り、最新の国家インベントリ報告書を提出した。この報告書は、1990年から2022年までのインベントリ報告を対象としている。

参考：

- 日本国国家インベントリ報告書（NID）

<https://unfccc.int/documents/637879>

F. 締約国がパリ協定のNDCおよび長期低排出発展戦略を提出した場合、参加がNDCや長期低排出発展戦略の実施にどのように貢献しているかに関する情報（パラグラフ 18(a)、4(f)、パラグラフ 21(a)で更新）

日本政府は、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指しており、2050年までにネットゼロを達成するという長期目標に沿った野心的な目標を掲げている。さらに日本政府は、排出量を50%削減という高い目標の達成に向け、挑戦を続けていく。

さらに、日本は2021年10月に提出したパリ協定に基づく長期戦略において、JCMを、世界の温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収量を牽引し、世界のカーボン・ニュートラルの実現に貢献することを目的とした国際協力の一環として位置付けている。

参考：

- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月22日閣議決定）

[https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Japan\\_LTS2021.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Japan_LTS2021.pdf)

## II. （隔年透明性報告書未提出の場合）決定 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64 で言及されている、締約国のNDCの説明（パラグラフ 18(b)、パラグラフ 21(b)で更新）

セクション II に関する情報はすべて、日本第 1 回 NDC（更新提出版）（2021 年 10 月 22 日提出）に基づいている。

A. 目標及びその説明（目標の種類を含む）（決定 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64(a)）

**目標とその説明：** 温室効果ガス総排出絶対量目標（2030 年度までに国全体の総温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減）

**目標の種類：** 単年目標

B. 目標年又は期間、及び単年目標か複数年目標か（決定 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64(b)）

**目標年：** 2030 年度（2030 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日）、単年目標

C. 参照点、レベル、ベースライン、基準年、開始点、及びそれぞれの値（決定 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64(c)）

**基準年：** 2013 年度（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）

**基準年の国家温室効果ガス総排出量：** 14 億 700 万 t-CO<sub>2</sub>e（2024 年 4 月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した温室効果ガスインベントリに基づく）。

D. 実施のタイムフレーム及び／又は実施の期間（決定 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64(d)）

2021 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日

E. スコープと対象範囲。関連する場合は、セクター、カテゴリー、活動、排出源及び吸収源、プール、ガスを含む（決定 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64(e)）

**対象セクター：**

以下を含む全ての分野とカテゴリー：

(a) エネルギー

- 燃料の燃焼（エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他）
- 燃料からの漏出
- 二酸化炭素の輸送及び貯留

(b) 工業プロセス及び製品の使用（IPPU）

(c) 農業

(d) 土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)

LULUCF 分野からの貢献に関する対象活動：

新規植林 (AR)、森林減少 (D)、森林経営 (FM)、農地管理 (CM)、牧草地管理 (GM)、都市緑化 (UG)。

LULUCF 分野の炭素プール：

地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター、土壌、伐採木材製品(HWP)  
(e) 廃棄物

**対象ガス：**

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>)。

**カバー率：**

100%

F.パリ協定 4 条に基づく NDC に対し、第 6 条における国際的に移転された緩和の成果を用いた協力的アプローチを利用する意向 (決定 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64(f))

日本政府は、途上国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施している。

これにより、官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO<sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量の貢献を目標とする。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

JCM については、日本政府はパリ協定 6 条 2 で言及されている協力的アプローチに関するガイダンス (以降では「6.2 条ガイダンス」と呼ぶ。) に沿って環境十全性の確保及び二重計上の防止を行う。

G. 過去に報告された情報の更新又は過去に報告された情報の明確化のための説明 (例：過去に報告されたインベントリデータの再計算、方法論や協力的アプローチの使用の詳細) (決定書 18/CMA.1、附属書、パラグラフ 64(g))

該当せず

### III. ITMO メトリクス、相当調整の適用手法、NDC の定量化手法に関する情報 (パラグラフ 18(c-f))

## A.ITMO メトリクス (パラグラフ 18(c))

推計方法は、IPCC が作成し COP が採択した国家温室効果ガスインベントリのガイドラインに沿っている。

温室効果ガス排出・吸収量の合計 (CO<sub>2</sub> 換算) に使用するメトリクスは、「IPCC 第 5 次評価報告書」に示された 100 年単位の地球温暖化係数である。

参考：日本第 1 回 NDC (更新提出版) (2021 年)、2024 年 NID

## B. III 章 B (相当調整の適用 (パラグラフ 18(c)))に従った相当調整の適用方法

1. 該当する場合、NDC の実施期間中一貫して適用される、複数年又は単年 NDC への相当調整の適用手法の説明 (パラグラフ 18(c))

日本政府は、2030 年度までに GHG 排出量を 2013 年度比で 46%削減するという **単年 NDC 目標**を掲げている。日本政府は、決定 2/CMA.3 附属書 7(a)(ii)に則り、**平均手法**を用いて目標に CA (相当調整) を適用する。詳細な方法は、二国間クレジット制度に関する相当調整の手順に記載されている。

(1) 日本政府は、2021 年から 2029 年までの各年について、気候変動枠組条約事務局に提出した当該年の日本の温室効果ガス総排出量から、当該年の JCM クレジットの年平均量を差し引くことにより相当調整を行う。当該年の平均 JCM クレジット量は、パリ協定締約国として相手国政府が NDC の対象となる温室効果ガス排出量に加算して相当調整を承認・適用することが確認され、かつ、2021 年 1 月 1 日から当該年の 12 月 31 日までに日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジットの累積量を、2021 年から当該年までの経過年数で除して算出する。

(2) 2030 年については、NDC が対象とする日本の温室効果ガス排出量の合計から JCM クレジットの年平均量を差し引くことで相当調整を行う。年平均 JCM クレジット量は、2021 年 1 月 1 日から 2030 年 12 月 31 日までに実現した排出削減量及び吸収量に対して発行された JCM クレジットのうち、パリ協定締約国である相手国政府が相当調整を承認・適用することが確認され、かつ、日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジットの累積量を、NDC 実施期間の年数である 10 で除して算出する。

参考：

- 二国間クレジット制度に関する相当調整の手続き (2022 年 4 月 7 日)

<https://www.env.go.jp/content/000060562.pdf>

2.手法が複数年排出経路又は炭素予算の場合、相当調整の適用手法の説明（パラグラフ 18(c)）

なし

C.NDCの対象となるセクター、排出源、GHG、期間、基準年又は基準期間の排出・吸収量の参照レベル、NDCの目標レベル、またはそれが不可能な場合は、NDCの定量化の方法論を含む、締約国のNDCにおける緩和情報のt CO<sub>2</sub> eq 単位での定量化（パラグラフ 18(d)）

NDCの対象セクター及び排出源	エネルギー、IPPU、農業、LULUCF、廃棄物
NDCの対象GHG	CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub>
NDCの対象期間	2021年4月1日～2031年3月31日
基準年又は基準期間の排出・吸収量の参照レベル	2013年度のGHG排出量：14億700万t CO <sub>2</sub> eq (2024年提出のNIDに基づく)
NDCの目標レベル	2030年度に7億6,000万t CO <sub>2</sub> eq (参照レベルの46%)

参考：日本の第1回NDC（更新提出版）（2021年）

D.該当する場合、締約国NDCの定量化、または各締約国が決定する非GHGメトリックにおける関連非GHG指標の部分（パラグラフ 18(e)）

該当せず

E.政策・措置で構成され、定量化されていない初回のまたは初回の更新NDCの場合、パラグラフ 10 に従って最初の移転締約国が特定した、人為起源の排出源からの排出量と吸収源からの吸収量のカテゴリーに関し、協力的アプローチの実施及び緩和活動に関連する政策・措置の結果としての締約国の排出レベルの定量化に関する情報、並びにNDCが対象とする期間（パラグラフ 18(f)）

該当せず

#### IV. 各協力的アプローチに関する情報（パラグラフ.18(g-i),19）

A.参加締約国の承認の写し（パラグラフ 18(g)）

日本政府内の JCM 推進・活用会議は、日本政府のための JCM 登録簿に発行された JCM クレジットを承認し、承認に関する情報（関係パートナー国名、JCM プロジェクト名、JCM クレジットを取得した法人名、JCM クレジット識別番号、パートナー国による承認状況等）を速やかに JCM ホームページ (<https://www.jcm.go.jp>) に掲載する。

二国間クレジット制度に係るパリ協定に基づく締約国による承認の手続き（2022 年 4 月 7 日）に関しては次を参照。<https://www.env.go.jp/content/000060562.pdf>

#### B.協力的アプローチの説明（パラグラフ 18(g))

二国間クレジット制度（JCM）は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、それらの貢献を日本の NDC の達成に活用するため 6.2 条ガイダンス及び関連決定に従って設立された二国間クレジット制度である。

日本政府と相手国との間の JCM は、6.2 条ガイダンスに整合性をもって実施され、両国の NDCs の達成に貢献すると同時に、相当調整によって二重計上の回避が図られる。

両国政府は、必要な決定を行うため、両国の代表で構成される合同委員会（JC）を設置する。

日本政府とタイ王国政府との間の JCM は、2 つのトラックで実施される：

(1) プレミアム・タイ自主的排出削減（プレミアム T-VER）の JCM トラック実施規則

[https://www.jcm.go.jp/opt/th-jp/rules\\_and\\_guidelines/download/ext/file\\_32/Attachment\\_1\\_JCM\\_TH\\_RoI.pdf](https://www.jcm.go.jp/opt/th-jp/rules_and_guidelines/download/ext/file_32/Attachment_1_JCM_TH_RoI.pdf)

(2) 既存プロジェクトの JCM 実施規則

[https://www.jcm.go.jp/opt/th-jp/rules\\_and\\_guidelines/download/ext/file\\_33/Attachment\\_2\\_JCM\\_TH\\_RoI.pdf](https://www.jcm.go.jp/opt/th-jp/rules_and_guidelines/download/ext/file_33/Attachment_2_JCM_TH_RoI.pdf)

方法論の承認、プロジェクトの登録、JCM クレジットの発行通知、各政府によるクレジットの発行など、合同委員会で決定された関連規則、ガイドライン、決定はすべて JCM のウェブサイト (<https://www.jcm.go.jp/>) で公開されている。また、提案された方法論やプロジェクトに関する一般からの意見募集も、すべて同ウェブサイトで公表されている。

#### C.協力的アプローチの期間（パラグラフ 18(g))



本協力は、JCM プロジェクトによる GHG 排出削減・吸収量をカバーするクレジットの発行期間を 2030 年 12 月 31 日までとする。両政府は、上記期間の延長の可能性を検討し、2030 年までに決定することができる。

参考：

- プレミアム T-VER の JCM トラック実施規則、パラグラフ 5。  
[https://www.jcm.go.jp/opt/th-jp/rules\\_and\\_guidelines/download/ext/file\\_32/Attachment\\_1\\_JCM\\_TH\\_RoI.pdf](https://www.jcm.go.jp/opt/th-jp/rules_and_guidelines/download/ext/file_32/Attachment_1_JCM_TH_RoI.pdf)
- それぞれの二国間文書と実施規則は JCM のウェブサイト公開されている。  
<https://www.jcm.go.jp/>

#### D.協力的アプローチ期間中の各年で期待される緩和（パラグラフ 18(g)）

各 JCM プロジェクトの 2030 年までの各年の推定排出削減量は、プロジェクト設計書（PDD）と呼ばれる、モニタリング方法と排出削減量の推計の内容を含む文書に記載される。

これらのプロジェクトとその排出削減・吸収量（平均値）については、以下のウェブサイト参照のこと。

<https://www.jcm.go.jp/projects/registers>

#### E.協力的アプローチに関与する参加締約国（パラグラフ 18(g)）

日本政府とタイ王国政府

#### F.承認された機関（パラグラフ 18(g)）

日本政府内の JCM 推進・活用会議は、日本の JCM 登録簿に発行された JCM クレジットを承認し、JCM ウェブサイト（<https://www.jcm.go.jp>）で JCM クレジットの取得法人などを公表する。

#### G. 協力的アプローチが環境十全性を確保する方法に関する説明（パラグラフ 18(h)、18(h)、パラグラフ 22(b)で更新）

- 1.NDC の実施期間内で、協力的アプローチが世界の純排出量を増加させないことをどのように確保するかの説明（パラグラフ 18(h)(i)、パラグラフ 22(b)(i)で更新）

両政府は、JCM プロジェクトによって達成された排出削減・吸収量から発行されたクレジットの一部は、6.2 条ガイダンスと整合的な相当調整に基づき、二重計上が回避されることを確保しつつ、日本の NDC 達成に向けて使用される可能性があることを相互に認識する。相当調整は、承認されたクレジットに適用される。

2.協力的アプローチにより、強固で透明性のあるガバナンスと緩和成果の質を通じて、どのように環境十全性を確保するかの説明。これには、参照レベルとベースラインの保守的な設定や、成り行きケース（BaU）の排出量予測を下回ることを含む（既存の政策をすべて考慮し、定量化した不確実性と潜在的なリーケージに対応することを含む）（パラグラフ 18(h)(ii)、パラグラフ 22(b)(ii)で更新）

JCM は、両政府間で署名された協力覚書（MoC）によって構築され、関連する国内法令に沿って実施される。MoC に沿って、両国の代表者で構成される JC が設立される。

#### (1) プレミアム T-VER プログラムの JCM トラック

プレミアム T-VER プログラムトラック下の JCM プロジェクトは、日本政府とタイ政府の間で採択された実施規則、およびタイ温室効果ガス管理機構理事会が管理するプレミアム T-VER プログラムの適用可能な規則とガイドラインに沿って実施される。緩和活動の設計文書や検証されたモニタリング報告書を含む、関連する規則やガイドライン、登録された緩和活動に関する情報へのアクセスは一般に公開されている。

プレミアム T-VER プログラムのプロジェクトで適用されるベースラインは、成り行きケース（BaU）の排出予測よりも保守的に設定されている。

#### (2) 既存プロジェクトの JCM

JC は関連規則とガイドラインを採択し、JCM のウェブサイトで一般に公開されている。さらに、提案された方法論やプロジェクトに関する一般からの意見募集も、すべて同ウェブサイトで公表されている。

方法論は、基準排出量や JCM の適格性基準などの重要な概念を説明した、提案された方法論策定のための JCM ガイドラインに沿って策定される。JC は、提案された方法論を評価し、その承認を検討する。承認された JCM 方法論のリストは、JCM のウェブサイト (<https://www.jcm.go.jp>) で見ることができる。

提案された方法論策定のための JCM ガイドラインでは、基準排出量は、JCM プロジェクトと同じ成果またはサービス水準を提供した場合に想定される排出量である成り行きケースの排出量（BaU）を下回るように算定される。従って、ベースラインは、排出削減量が活動からの緩和を過大評価しないように設定される。

3.協力的アプローチにより、複数の NDC 期間にわたる緩和が持続しないリスクを最小化し、排出削減・吸収量の逆転が発生した場合に、協力的アプローチによりそれらが

完全に対処されるようにする方法の説明（パラグラフ 18(h)(iii)、パラグラフ 22(b)(iii)で更新）

プロジェクトが非持続性リスクにさらされる可能性がある場合、バッファークレジットに関する関連規則と手続きが適用される。バッファークレジットはプロジェクトの発行済みクレジットから差し引かれ、関連決定に従って手放される可能性がある。

#### H.協力的アプローチに関する追加的説明（パラグラフ 18(i)）

1.協力的アプローチにより、環境的、経済的、社会的な負の影響をどのように最小化し、可能であればどのように回避するかの説明（パラグラフ 18(i)、パラグラフ 22(f)で更新）

JCM は、環境的、経済的、社会的な負の影響を考慮し、関連するステークホルダーと協議の上、施行されている国内の関連法規に沿って実施される。負の影響が発見された場合、プロジェクト参加者はセーフガード施策を提案・実施するよう求められている。

参考：

(1) プレミアム T-VER プログラムの JCM トラック：

T-VER プロジェクトの持続可能な開発とセーフガードの評価とモニタリングのためのガイドライン

<https://ghgreduction.tgo.or.th/en/premium-t-ver.html>

(2) 既存プロジェクトの JCM：

持続可能な開発とセーフガードの評価報告書およびモニタリング報告書策定のための JCM ガイドライン

[https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules\\_and\\_guidelines](https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules_and_guidelines)

2.気候変動が人類共通の関心事であることを認識し、締約国は、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康に対する権利、先住民・地域社会・移民・子ども・障がい者・脆弱な立場にある人々の権利、開発に対する権利、ならびにジェンダー平等、女性のエンパワーメント、世代間衡平性に関するそれぞれの義務を尊重し、促進し、考慮すべきであるというパリ協定の 11 番目の序文段落を、協力的アプローチがどのように反映するかの説明（パラグラフ 18(i)(ii)、パラグラフ 22(g)で更新）

各プロジェクトによる国内法や規則の遵守は両政府によってモニタリングされ、パリ協定の 11 番目の序文段落が JCM プロジェクトによって尊重されていることが保証されている。

参考：

(1) プレミアム T-VER プログラムの JCM トラック：

T-VER プロジェクトの持続可能な開発とセーフガードのアセスメントとモニタリングのためのガイドライン

<https://ghgreduction.tgo.or.th/en/premium-t-ver.html>

(2) 既存プロジェクトの JCM：

持続可能な開発とセーフガードの評価報告書およびモニタリング報告書策定のための JCM ガイドライン

[https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules\\_and\\_guidelines](https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules_and_guidelines) また、日本政府から資金

援助を受けるプロジェクト参加者は、「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」および「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に沿った最善の対策を講じなければならない。

3. 国家の特権に留意しつつ、協力的アプローチがどのように参加国の持続可能な開発目標と整合しているかの説明（パラグラフ 18(i)(iii)、パラグラフ 22(h)で更新）

JCM は、持続可能な開発のための規則やガイドラインを採択し、関連するステークホルダーと協議しながら、国内目標に整合性のある形で SDGs に貢献するために実施される。

参考：

(1) プレミアム T-VER プログラムの JCM トラック：

T-VER プロジェクトの持続可能な開発とセーフガードの評価とモニタリングのためのガイドライン

<https://ghgreduction.tgo.or.th/en/premium-t-ver.html>

(2) 既存プロジェクトの JCM：

持続可能な開発とセーフガードの評価報告書およびモニタリング報告書策定のための JCM ガイドライン

[https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules\\_and\\_guidelines](https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules_and_guidelines)

4. 第 III 章 D に従い、CMA からのさらなるガイダンスに規定されるセーフガードと制限を協力的アプローチがどのように適用しているかの説明（パラグラフ 18(i)(iv)、パラグラフ 22(i)で更新）

該当せず。

必要な取り決めは、CMA が策定するセーフガードと制限に関するさらなるガイダンスに沿って行われる。

5.該当する場合、第 VII 章（緩和・適応行動の野心）に則り、協力的アプローチがどのように適応のための資源に貢献するかの説明（パラグラフ 18(i)(v)、パラグラフ 22(j)で更新）

日本政府は JCM において緩和活動からの適応貢献を要求していない。

6.該当する場合、第 VII 章（緩和・適応行動の野心）に則り、協力的アプローチがどのようにグローバル排出量の全体的な緩和を実現するかの説明（パラグラフ 18(i)(vi)、パラグラフ 22(k)で更新）

日本政府は、グローバルな排出量の全体的な緩和を実現するための一定量の JCM クレジットの無効化を要求していない。